

経済建設民生委員会委員長報告

委員長 比嘉 秀康

本委員会は、令和5年3月7日の本会議において付託された議案について、9日、全委員出席のもと委員会を開催し、説明員として関係課長に出席を求め、審査を行いました。その経緯と結果をご報告致します。

本案は、恩納村地域づくり推進委員会を廃止し、恩納村SDGs推進委員会への統合および恩納村真栄田岬周辺活性化施設指定管理者評価委員会を設置することに伴い、恩納村附属機関設置条例の一部を改正するものであります。

委員から、「特記事項のみを評価する機関を設置しなければならなかった理由は」との質疑があり、「適正な評価をするため、村だけではなく第三者である有識者の意見を取り入れる必要がある」と説明がありました。

また、「同じような特記事項ができれば都度、条例を追加していくことになるのか」と質疑があり、「特殊な事情により評価委員会を別に立ち上げているが、今後そういった事案が出た場合は検討する必要がある」と説明がありました。

他にも、「株式会社まえた内での溝という事で、それは株式会社まえただけの問題であり、そこに村が介入する必要性を感じないが、考えを伺いたい」との質疑に対し、「令和4年3月の経済建設民生委員会委員長報告を受けて、協定書の中に特記事項を入れたものであり、健全な運営につながっているのかを評価していくという趣旨のものである」と説明がありました。

委員から、「今現行である『恩納村公共施設等管理及び運営に関する検討委員会』で特記事項を評価できないか」と質疑があり、「公共施設の管理運営に関することが所管事務としてあるので検討していくことは可能であると考えますが、関係各課と精査する必要がある」と説明がありました。

他にも、「評価委員会の構成メンバーとその理由は」との質疑に対し、「業種として1名は弁護士、1名は中小企業診断士、1名は北部広域圏事務組合北部振興策室長となっている。理由としては今回の特記事項については、通常の審査とは少し異なる内容となっており、会社法等もあるので弁護士、企業の適正運営に関して中小企業診断士、この施設が北部振興策を活用して設置されたものなので担当課である北部広域圏事務組合から選出している」と説明がありました。

また、「費用弁償が発生する特別職については、もう一度しっかり精査すべきではないかと考える」との意見もありました。

次に、討論に入りましたが、討論はありませんでした。

挙手採決の結果、挙手者少数で原案を否決すべきものと決しました。

以上、会議規則第41条の規定により報告いたします。

恩納村附属機関設置条例の一部を次のように改正したいので、議会の議決を求める。
令和5年3月7日 提出

恩納村村長 長浜 善巳

恩納村附属機関設置条例の一部を改正する条例

恩納村附属機関設置条例(昭和53年恩納村条例第7号)の一部を次のように改正する。

別表(第2条関係)中

| | | | |
|----|--------------------------|---|-------|
| 村長 | 恩納村地域づくり推進委員会 | 協働によるむらづくりを推進するため、必要な事項について審議すること。 | を削り、 |
| 村長 | 恩納村地域雇用連携推進協議会 | 若年層の勤労観・職業観の醸成を図り、地域の雇用問題の解決や地域全体の就業意識の向上に関するものを協議する。 | の次に |
| 村長 | 恩納村真栄田岬周辺活性化施設指定管理者評価委員会 | 指定管理協定書の特記事項に関し評価すること。 | を加える。 |

附則
この条例は、令和5年4月1日から施行する。

提案理由

恩納村地域づくり推進委員会を廃止し、恩納村SDGs推進委員会への統合および恩納村真栄田岬周辺活性化施設指定管理者評価委員会を設置することに伴い、恩納村附属機関設置条例の一部を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

恩納村附属機関設置条例(昭和53年恩納村条例第7号)新旧対照表

| 改正案 | | | 現行 | | |
|--------------|--------------------------|---|--------------|----------------|---|
| 第1条～第3条(略) | | | 第1条～第3条(略) | | |
| 別表(第2条関係) | | | 別表(第2条関係) | | |
| 附属機関の属する執行機関 | 附属機関の名称 | 担任する事項 | 附属機関の属する執行機関 | 附属機関の名称 | 担任する事項 |
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| 村長 | 恩納村SDGs推進委員会 | SDGsによるむらづくりを推進するため、必要な事項について審議すること。 | 村長 | 恩納村SDGs推進委員会 | SDGsによるむらづくりを推進するため、必要な事項について審議すること。 |
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| 村長 | 恩納村地域雇用連携推進協議会 | 若年層の勤労観・職業観の醸成を図り、地域の雇用問題の解決や地域全体の就業意識の向上に関するものを協議する。 | 村長 | 恩納村地域雇用連携推進協議会 | 若年層の勤労観・職業観の醸成を図り、地域の雇用問題の解決や地域全体の就業意識の向上に関するものを協議する。 |
| 村長 | 恩納村真栄田岬周辺活性化施設指定管理者評価委員会 | 指定管理協定書の特記事項に関し評価すること。 | (略) | (略) | (略) |
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |

附則
この条例は、令和5年4月1日から施行する。